



公式通達

2010年国際大会（オーストラリア・シドニー）

以下の国際会則及び付則改正案が
2010年国際大会において提出され、代議員の票決を受けます。
本改正案の可決には三分の二の賛成投票が必要です。

第1項: 国際会費に関する規定を国際会則から国際付則に移す決議案

下記の決議案を承認すべきか？

国際会則第9条「納入金及び会費」を国際付則に移し、その新たな第12条とする。

さらに、国際会則および国際付則の残る条文の番号を適宜変更する。